

平成30年度鳴門市職員採用試験受験案内

(平成30年9月1日採用予定)

[受付期間] 平成30年3月1日(木)～平成30年3月30日(金)

[第1次試験日] 平成30年4月22日(日)

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
(上級) 一般行政事務職	3人程度	市の各部局において一般行政事務に従事します。
(上級) 土木技術職	1人程度	市の各部局において土木技術等の業務に従事します。
(上級) 建築技術職	1人程度	市の各部局において建築技術等の業務に従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

各試験区分の受験要件をすべて満たす者が、その試験区分の試験を受けることができます。

試験区分	受験要件
(上級) 一般行政事務職	1 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 2 採用後、原則として鳴門市内に居住できる者
(上級) 土木技術職	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による4年制大学等(土木工学に関する学部学科)※を卒業した者、又は、平成30年3月31日までに卒業する見込みの者
(上級) 建築技術職	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、建築士(1級又は2級)の資格を有する者

※ 1級土木施工管理技術検定試験における指定学科のうち、土木工学(学科コード01)に分類される学部・学科。また、4年制大学等とは、4年制の大学と、当該検定試験における大学卒業と同等以上と認められている学校・学科が該当します。

上記の受験要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
※ 在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。
※ 日本国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項(下記の①から④までの事項)に該当する者
 - ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 鳴門市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時・場所

区分	日時	試験会場
第1次試験	平成30年 4月22日(日) 【上級一般行政事務職、土木技術職、建築技術職】 (受付) 午前9時15分から午前9時45分まで (試験) 午前10時から午後3時10分頃	鳴門市役所うずしお会館2階 鳴門市撫養町南浜字東浜165番地10
第2次試験	平成30年5月下旬	未定(詳細は、第1次試験合格者に通知します。)
第3次試験	平成30年6月下旬	未定(詳細は、第2次試験合格者に通知します。)

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	試験種目	出題分野等
(上級) 一般行政事務職	教養試験	大学卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 ＜択一式 2時間＞
	専門試験	大学卒業程度の政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係 ＜択一式 2時間＞
(上級) 土木技術職	教養試験	大学卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 ＜択一式 2時間＞
	専門試験	大学卒業程度の数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工 ＜択一式 2時間＞
(上級) 建築技術職	教養試験	大学卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 ＜択一式 2時間＞
	専門試験	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備及び建築施工 ＜択一式 2時間＞

(2) 第2次試験（予定）

試験種目	内 容
論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、論理性等をみます。
SPI3（性格検査）	職務及び職場への適応性を一般的な性格の面から検査します。
口述試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個人面接を行います。

(3) 第3次試験（予定）

試験種目	内 容
口述試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個人面接を行います。加えて、上級一般行政事務職は集団討論も行います。

5 合格者の発表

区 分	期日	方 法
第1次試験合格者発表	5月上旬	第1次試験の合格者に結果を通知します。 鳴門市掲示場（市役所本庁舎前）、鳴門市公式ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験合格者発表	6月上旬	第2次試験受験者全員に可否の結果を通知します。
最終合格者発表	7月上旬	第3次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

6 受験手続

(1) 申込書の請求

- ・申込書は市役所案内（本庁舎1階）及び人事課（本庁舎2階）で配布します。
- ・郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験（〇〇職）申込書請求」と赤字で記入し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）で返信先を明記していることを同封して、人事課に請求してください。
- ・申込書は市公式ウェブサイト（<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>）からダウンロードできます。
- ・「〇〇職」は、受験を希望する職種（「上級行政」、「土木」又は「建築」）を記入してください。

(2) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、申込受付期間内に人事課へ申し込んでください。ダウンロードした受験申込書は、厚目の用紙に両面印刷するか表裏を貼り合わせて両面にしておいてください。※ メールによる申込みはできませんので、御注意ください。

◆持参する場合

平成30年3月1日(木)から平成30年3月30日(金)まで。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は受付できません。

◆郵送する場合

- ・封筒の表に「(〇〇職)採用試験受験申込」と赤字で記載し、必ず簡易書留郵便にしてください。
- ・「〇〇職」は、受験を希望する職種(「上級行政」、「土木」又は「建築」)を記入してください。
- ・受験票には必ず62円切手を貼っておいてください。
- ・平成30年3月30日(金)の消印があるものまで有効です。

◆注意事項

- ・受付期間(郵送の場合は有効消印日)を過ぎた申込みは、いかなる理由があれ受理いたしませんので、余裕をもって申込みをしてください。
- ・申込みができる試験区分は一つに限ります。
- ・申込書を受理した場合は、受験番号を指定のうえ受験票を交付又は郵送します。
- ・建築技術職については、**1級建築士又は2級建築士の資格を証明するものの写し**を受験申込時に提出してください。
- ・平成30年4月13日(金)までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。
- ・受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7 合格から採用まで

- ・最終合格者は採用候補者名簿に登載し、任命権者が採用者を決定します。
- ・採用は、平成30年9月1日の予定です。
- ・地方公務員法第22条第1項の規定により、採用後6箇月は条件附任用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

8 書類提出及び問合せ先

鳴門市企画総務部人事課 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
 電話：088-684-1122 E-mail：jinji@city.naruto.i-tokushima.jp

9 給与

初任給は、鳴門市職員諸給与条例(昭和32年鳴門市条例第30号)等の規定により、原則次のとおり支給され、このほか該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴等により、その職歴に応じて所定の金額が調整されます。

試験区分	学 歴	給料月額(平成29年4月1日現在)
上級一般行政事務職ほか	大 卒	179,200円

10 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、鳴門市個人情報保護条例(平成16年度鳴門市条例第2号)第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、**受験者本人**が、日曜日、土曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、**受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等本人の顔写真が添付されている書類)又は受験番号票を持参**のうえ、鳴門市企画総務部人事課に来ていただき、所定の用紙に受験番号と氏名を記入していただきます。なお、**電話やはがき等による請求はできません。**

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示時期	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	総合得点及び 総合順位	合格者発表日の翌日から 1箇月間	鳴門市企画総務部 人事課
第2次試験	第2次試験受験者			
第3次試験	第3次試験受験者			

11 試験会場について

- ・試験会場近辺には飲食店が少ないため、昼食等は各自で準備し、**ごみ等は必ず持ち帰ってください。**
- ・時計は、時計機能だけのものだけに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。